

日本結核病学会会則

[平成19年6月4日一部改正]

第1章 名 称

第1条 本会は日本結核病学会という。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は結核及び関連領域の研究の進歩を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 学術総会、研究集会の開催
2. 会誌、関連研究文書の刊行
3. 結核及び関連領域研究の推進と研究者の育成
4. 会員相互の連絡及び親睦
5. 結核及び関連領域の問題についての行政機関への勧告、提言、内外の学術団体との交流
6. その他必要な事項

第3章 事 務 所

第4条 本会は事務所を東京都清瀬市松山3丁目1番地24号財団法人結核予防会結核研究所内におく。

第4章 会 員

第5条 本会は正会員、学生会員、功労会員、名誉会員、特別名誉会員、団体会員及び賛助会員をもって組織する。

第6条 各種会員の資格要件は、以下の通りとする。

- (1) 正 会 員 医師、医科学研究者並びにその他の医療従事者で本会の目的に寄与する者
- (2) 学生会員 大学の学部学生で本会の事業に関心を抱く者
- (3) 名誉会員ならびに功労会員 本会の事業に多大の貢献をし、評議員会の議を経た者
- (4) 特別名誉会員 外国の医師・医科学研究者で、わが国の結核及びその関連領域の研究に顕著な貢献をし、評議員会の議を経た者
- (5) 団体会員 大学図書館等で本会の事業に関心を抱く者
- (6) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を後援しようとする個人または団体

2. 学生会員、名誉会員、特別名誉会員、団体会員及び賛助会員は、役員の選挙資格並びに被選挙資格をもたない。

3. 功労会員、名誉会員及び特別名誉会員の推薦内規は別に定める。

第7条 正会員、団体会員及び賛助会員になろうとする者は、当該年度の会費を添えて所定の入会申込書を理事長に提出しなければならない。

2. 学生会員になろうとする者は、そのほかに評議員の推薦書を提出しなければならない。

第8条 会員（名誉会員及び特別名誉会員を除く）は、つぎの理由によってその資格を喪失する。

- (1) 理事長に退会届を提出したとき
- (2) 会費を引き続き2年滞納したとき

第9条 本会会員として不適当と判断された者にたいしては、理事会の議を経て評議員会にはかり、入会拒否または除名の処分をすることができる。

2. 入会拒否並びに除名の処分に関する細則は別に定める。

第10条 会員は別に定める年会費を当該会計年度（1月～12月）内の3月末日までに納入するものとする。

2. 納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。
3. 学生会員の会費は、正会員の会費の半額とする。
4. 名誉会員及び特別名誉会員は、会費の納入を必要としない。
5. 賛助会員の会費は、理事長が裁量し、理事会及び評議員会に報告する。

第5章 役 員

（役員の種類と定数）

第11条 本会に次の役員をおく。

会 長 1名

理 事 定数は改選毎に理事会で定める。各支部に割り当てられる理事の定数は各支部の正会員数の1%（端数は4捨5入）とし、1名のみ支部は2名とする。理事のうち1名を理事長、3名以内を常務理事とする。

監 事 2名

評議員 正会員数のおおむね7%とし、改選毎に理事会で定数を定める。

（役員の選出）

第12条 会長及び次期会長は、定期評議員会において評議員の中から選出し、その結果を総会に報告する。

2. 会長並びに次期会長は、職責上理事・評議員を兼ねる。
3. 会長及び次期会長を除く理事は、支部毎に評議員の互選によって選ぶ。ただし、評議員会の承認を必要とする。
4. 理事長及び常務理事は理事会で互選する。
5. 監事は、正会員の中から評議員会で選出し、理事長が委嘱する。但し、理事長及び常務理事と同じ機関に属する者の中から選んではならない。
6. 評議員は、各支部に所属する正会員の中から支部毎に選出される。

（役員選挙の施行細則）

第13条 理事及び評議員の選出方法は、施行細則により別に定める。

（役員の職務）

第14条 会長は定期学術総会を組織・運営する。会長に事故があるときは、理事長がその職務を代行する。ただし理事長の代行が困難なときは理事会の議を経て、別に代行をおくことができる。

2. 理事長は本会を代表し学術総会以外のすべての会務を統轄する。
3. 常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、

その職務を代行する。

4. 理事は理事会を組織し、本会の会務を議決、執行し、またはその執行を監督する。

第15条 監事は本会の会務、資産及び会計の状況を監査する。業務について不正の事実を発見したときはこれを評議員会に報告しなければならない。

第16条 評議員は評議員会を組織して、本会則に定める事項を審議し、決定する。

(役員任期等)

第17条 会長の任期は1年とし、前任者による定期学術総会終了の翌日から当該定期学術総会終了の日までとする。

会長は重任、再任ともにできない。

2. 理事の任期は2年とする。任期はその任期満了の年の定期学術総会終了日までとする。但し、職責による理事(会長、次期会長)の期間は任期に含まれない。

第18条 監事の任期は2年とする。監事は重任できない。任期はその任期満了の年の定期学術総会終了日までとする。

第19条 評議員の任期は4年とし、重任を妨げない。

但し、2年以内に満65歳に達する者の任期は2年とする。

任期はその任期満了の年の定期学術総会終了日までとする。

但し、職責による評議員(会長、次期会長)の期間は任期に含まれない。

第20条 補欠または増員により選任された理事、監事並びに評議員の任期は次の役員選出までの期間とする。

第21条 役員に本会の役員としてふさわしくない行為または事情があった場合には評議員会の議決により、これを解任することができる。

その細則は別に定める。

第6章 役員会

(理事会)

第22条 理事会は随時必要に応じ理事長が招集する。

2. 理事会は、理事現在数の2分の1以上の者が出席しなければ開催できない。ただし、予定された議案につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者(委任状を含む)は、出席者とみなす。
3. 理事会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4. 監事並びに支部長は理事会に出席して意見を述べることができる。
5. 理事会の開催に先だち、あらかじめ各理事に対し、主議題、開催日時及び場所を明記して、開催日から少なくとも2週間前に連絡しなければならない。

(評議員会)

第23条 定期評議員会は年1回、原則として定期学術総会の機会に理事長が招集する。

2. 理事長は、必要あるときは、臨時評議員会を招集することができる。
3. 前条第2項から5項までの規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合、「理事会」または「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」または「評議員」と読み替えるものとする。
4. 名誉会員並びに功労会員は評議員会に出席し意見を述べ

ることができる。但し、議決権はない。

(評議員会の審議事項)

第24条 評議員会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 会長及び定期学術総会の開催場所の決定
- (2) 理事の承認及び監事の選任
- (3) 予算(会費の変更を含む)の決定と決算の承認
- (4) 各種委員会の設置及び廃止の決定
- (5) 会則の変更
- (6) 会員の身分に関する件(功労会員、名誉会員、特別名誉会員の推挙、役員解任、会員の除名処分など)
- (7) 資産の処分に関する事項
- (8) その他必要な事項

第7章 学術総会

第25条 本会は年1回定期学術総会を開催する。

2. 学術総会は会長によって組織、運営される。理事長、常務理事、理事はこれを補佐する。
3. 学術総会においては、結核及びこれに関連する研究発表とそれにもとづく意見交換を行う。
4. 学術総会において、今村賞および研究奨励賞受賞者の表彰と受賞記念講演を行う。
5. 会長は学術総会プログラムの編成に関する諮問機関としてプログラム委員会をおく。プログラム委員会の規定は別に定める。
6. 会長はプログラム委員会の議を経て特別講演及びシンポジウムを決定する。
7. 会員中発表を希望するものはその演題(要旨を添える)を締切り期日までに会長に申込むものとする。
8. 会長は演題内容が不相当と認められる時はプログラム委員会の意見を聞き、発表をことわることができる。

第8章 総会

第26条 総会はすべての会員で構成する。

2. 総会は学術総会の機会に開催し、理事長が議長となり会務また会計、役員人事、会則の変更などの報告を行う。
3. 総会の報告事項は学会誌にて会員に通知する。

第9章 会計

第27条 本会の経費は、会費並びに本会の事業による収入、本会の資産から生ずる果実、寄付金並びにその他の収入をもって支弁する。

2. 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、会計年度毎に理事長が編成し、理事会並びに評議員会に提出して、その承認を受けなければならない。
3. 本会の決算は理事長が作成し、事業報告とともに監事の監査を受け、理事会並びに評議員会に提出して、その承認を受けなければならない。
4. 予算及び決算は、総会及び学会誌上で公表するものとする。

第28条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第10章 会誌

第29条 本会は会誌「結核」(Kekkaku)を発行する。「結核」

の編集は編集委員が行う。

2. 「結核」には結核及びこれに関連した研究の原著、総説、症例報告、短報、学術総会または支部学会における発表、会務報告、委員会報告、会員よりの通信、結核に関する情報、技術講座、その他編集委員会の必要と認めた事項を掲載する。
3. 「結核」の発行は月刊を原則とする。但し編集委員会の決定によって変更することがある。
4. 会員には「結核」を無料で配布する。
5. 会員は「結核」に投稿することができる。投稿規定は編集委員会で定める。投稿規定の定めるところによって掲載料を徴収することがある。

第11章 委員会

第30条 本会の事業を推進するために各種委員会をおくことができる。

2. 委員会の設置及び廃止は、理事会の議を経て評議員会において決定する。
3. 委員会の運営（委員の定数を含む）は、別に定める「各種委員会規程」による。本規程は理事会で作成し、評議員会の承認を得るものとする。

第31条 会誌「結核」の編集のために編集委員会を常置し、委員長には常務理事（編集担当）があたる。学術総会のプログラム編成のためにプログラム委員会を年次毎に編成し、当該年次の会長が委員長となる。また、学会賞の選考のために学会賞選考委員会をおき、委員長には会長があたる。

2. その他、理事会で理事以外の会員の参与を必要とする判断された問題の審議のために、必要に応じて委員会を設置することができる。これらの委員会の委員長は原則として理事のなかから選び理事長が委嘱する。
3. プログラム委員会を除く委員会の委員は、各支部の推薦（支部推薦委員）によるが、委員長は必要に応じて委員を推薦することができる（委員長推薦委員）。委員は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
4. 各種委員会は審議内容または決定事項を理事会に報告または答申しなければならない。
5. 各種委員会がその審議の結果を本会以外へ見解等として発表するには、原則として理事会の承認を得、評議員会に報告しなければならない。とくに重要な問題については評議員会の承認を得るものとする。

第12章 学会賞

第32条 本会は会員の業績を顕彰し結核に関する研究を奨励するために学会賞をもうける。学会賞は今村賞ならびに研究奨励賞とする。

2. 今村賞は本会会員の結核に関する研究を奨励する目的で、研究奨励賞は本会会員の若手研究者の研究を奨励する目的で、いずれも財団法人結核予防会大阪府支部今村記念事業基金より本会に寄贈される金員をもって充てられる学会賞である。

会員は規定に従って今村賞および研究奨励賞受賞者候補として推薦を受けることができる。

今村賞および研究奨励賞受賞者は学会賞選考委員会によって選考され評議員会の承認をうけるものとする。

第13章 支部

第33条 本会は以下の地方支部をおく。

北海道地方（北海道）

東北地方（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）

関東地方（東京、神奈川、千葉、埼玉、栃木、茨城、群馬、山梨、長野）

北陸地方（新潟、富山、石川、福井）

東海地方（愛知、岐阜、三重、静岡）

近畿地方（大阪、京都、滋賀、兵庫、奈良、和歌山）

中国・四国地方（岡山、広島、鳥根、鳥取、山口、香川、徳島、愛媛、高知）

九州地方（福岡、佐賀、大分、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄）

2. 支部はその地方の本会会員をもって組織する。会員の所属支部は原則として所属機関の所在地によってきめる。
3. 本会は各支部の経費として会費年額の10%の額に各支部所属の会費納入済み会員数を乗じて得た金額を交付する。
4. 各支部は本会会則に準じて支部会則を定め、支部長を含む役員をおく。
5. 支部長は支部に所属する本会評議員の互選によって選出され、支部運営を統轄する。

第14章 会則の変更及び解散

第34条 本会則の変更は、評議員会において出席評議員の3分の2以上の議決を経るものとする。なお、総会で報告しなければならない。

第35条 本会は評議員会において評議員現在数の4分の3以上の賛成をえた上、総会の承認をうけなければ解散できない。

第36条 本会の解散に伴う残余財産の処理については評議員会で決定し、総会の承認をうけるものとする。

附 則

以下の附則は本会会則の補則をなすもので、前述の規定によらず評議員会において出席評議員の半数以上の賛成によって改定できる。

1. 会費：正会員、功労会員ならびに団体会員の年会費は10,000円とする。
学生会員は5,000円とする。
2. 本会の事務を処理するため職員をおくことができる。
職員の任免は、理事会の議を経て理事長が行う。
処遇に関しては労働諸規定に従うが、非常勤者については理事長が決定する。

附 則

本会則は昭和63年6月4日から施行する。

附 則（平成元年4月26日改正）

本附則の改正は平成2年1月1日から施行する。

1. 会費：普通会員の年会費は8,000円とする。
学生会員は4,000円とする。

附 則（平成3年4月22日改正）

本附則の改正は平成4年1月1日から施行する。

附 則 (平成11年4月14日改正)

本会則は平成11年4月17日から施行する。

但し、第19条 評議員の年齢による任期制限ならびにそれに関わる細則（日本結核病学会役員選挙施行細則における評議

員被選挙権の年齢制限)は、平成12年4月20日より施行する。

附 則 (平成13年4月19日改正)

本附則の改正は平成13年4月22日から施行する。

日本結核病学会役員選挙施行細則

[平成17年5月14日一部改正]

第1章 通 則

第1条 本会の役員を選任は、会則の規定のほか、この細則の定めるところによって行う。

第2章 定 数

第2条 各支部に割り当てられる理事及び評議員の定数は、改選のつど理事会で決定する。

第3条 各支部とも同一機関から定数の半数以上の理事を選出してはならない。

2. 評議員の選任は、選挙によるもののほか、定数の一部は推薦によることができる。
3. 推薦による評議員の数は、評議員定数のおおむね10%とし、支部の推薦を受け理事会が決定する。

第3章 選挙管理委員会

第4条 評議員の選挙事務を管理するため、選挙のつど各支部に選挙管理委員会を設ける。

第5条 前条の選挙管理委員会は、委員4人をもって組織する。

2. 選挙管理委員は1所属1名とする。
3. 選挙管理委員長は、支部長とする。
4. 残る3人の委員は、支部長がその支部の正会員で本細則第6条の要件を満たしている者の中から委嘱する。

第4章 選挙権及び被選挙権

第6条 評議員の選挙資格を有する者（以下選挙権者という）は、選挙が行われる直近の8月31日において会費を完納している正会員並びに功労会員とする。

第7条 評議員の被選挙資格を有する者（以下被選挙権者という）は、選挙が行われる直近の8月31日において通算5年以上正会員であって、会費を完納している者とする。但し、評議員選挙が実施される翌年の3月31日までに満65歳になるものは、被選挙権を失う。

第8条 選挙権者並びに被選挙権者の所属する支部は、選挙の直近の8月31日における主たる勤務地によって定める。ただし、会員の居住地が別の支部に属するときは、本人の申告がある場合居住地による。また現に勤務していない者は居住地による。

第9条 評議員が自分の所属する支部を変更した場合にはその任期中新しい支部の評議員とする。

2. 所属の変更によって評議員数が定数よりも減少した支部は、前項の任期中、その補充を行わない。

第5章 評議員の選挙、開票、当選者の決定

第10条 理事長は、細則第6条及び第7条に定める評議員選挙権者及び評議員被選挙権者の名簿を支部ごとに作成し、各支部の選挙管理委員会の住所、選挙すべき評議員の定数、投票締切日を明示して、それぞれ該当する支部の選挙管理委員会並びに正会員に送付する。

第11条 各支部の正会員は、前条の名簿の登録に関して不服あ

るときは、文書で理事長に異議を申し出ることができる。

2. 理事長は、前項の異議の申し出を受けたときは、遅滞なくその異議の申し出が正当であるか否かを決定し、適切に処理しなければならない。

第12条 評議員の選挙は、各支部ごとに評議員被選挙権者名簿に基づき、その中から無記名投票により行う。

第13条 投票は郵送によるものとし、所属する支部の選挙管理委員会へ送付する。

第14条 開票は、各支部の選挙管理委員会がこれを行う。

第15条 次の投票は無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 選挙による評議員の定数以上の数の氏名を記載したもの
- (3) 投票締切日までに到着しなかったもの。ただし、投票締切日の消印のある投票は有効とする。
2. 前項各号のほか、投票の有効無効は、各支部においてその基準を定める。

第16条 評議員選挙の当選者は、その支部の有効投票の得票数の多い者から順に選び、選挙による評議員数の定数に達するまでの者とする。

2. 当選最下位の得票数の等しい者が2名以上あったときは、抽選によって順位を決定する。抽選は、選挙管理委員会がこれを行う。
3. 選挙管理委員会は、評議員の当選が決定したときは、これを、本人に通知するとともに理事長に当選者名簿を送付する。理事長はこれを学会誌に公告する。

第17条 評議員に欠員を生じたときは、理事長は当該支部の推薦により、理事会の議を経て、評議員を補充することができる。

2. 前項の規定によって、評議員を補充したときは、理事長は速やかにこれを学会誌に公告する。

第18条 評議員の選任に関して疑義を生じた場合は、当該支部の選挙管理委員会がこれを処理する。

第6章 理事の互選

第19条 理事の選挙は、評議員選挙の当選者が決定した後、次の理事会開催までに行う。

2. 選挙は無記名投票により行う。

第20条 選挙管理委員長は支部長とする。

第21条 投票は郵送による。

2. 支部長は投票締切日を決定し、あらかじめ評議員に通知しなければならない。

第22条 開票は、支部長が2人の開票立会人とともに行う。

2. 開票立会人は、評議員の中から支部長が指名する。

第23条 投票の有効無効並びに当選者の決定に関しては、評議員選挙の諸規定を準用する。

第24条 理事の選挙において、それぞれ得票数が同数の次点者があるときは、次点者を繰り上げて補充する場合の順位を支部長と開票立会人が抽選によって決定し、理事会の承認を受ける。

第7章 理事長、会長等の推薦

第25条 理事長・常務理事・会長・前年度会長・次年度会長をもって理事長、会長等推薦委員会（以下、推薦委員会）を組織する。

第26条 推薦委員会は理事長が招集する。

第27条 推薦委員会は理事長、会長、監事の推薦案を協議し、各役員会に提議する。

補 則

第28条 この施行細則は、理事会及び評議員会各々の議決を経なければ、変更できない。

附 則

1. この細則は、昭和63年6月4日から施行する。

附 則

1. この細則は、平成12年4月20日から施行する。

附 則

1. この細則は、平成13年4月22日から施行する。

附 則

1. この細則は、平成17年5月14日から施行する。

日本結核病学会名誉会員並びに功労会員推薦内規

1. 支部は名誉会員候補および功労会員候補を理事長に推薦できる。
2. 理事長は、推薦された候補者について理事会、評議員会の議を経て推挙する。
3. 功労会員は、次の4項目のいずれかを満たし、年齢65歳以上の者を基準とする。
 - (1) 会長経験者
 - (2) 本学会の理事もしくは監事併せて2期（通算4年）以上
 - (3) 各種委員会の委員を異なる期間において3期（通算6年）以上

(4) 評議員12年以上

4. 名誉会員は、次の3項目中2つを満たし、年齢70歳以上の者を基準とする。

- (1) 会長経験者
- (2) 本学会の理事もしくは監事併せて3期以上
- (3) 評議員15年以上

附 則

この内規は、平成11年4月17日より施行する。

日本結核病学会各種委員会規程

編集委員会規程

- 第1条** 本会に会則第11章にもとづき、編集委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条** 委員会は会誌の編集に関する業務を行う。
- 第3条** 委員会は委員20名以内をもって構成し、委員は理事会にはかり、理事長が委嘱する。
委員の任期は2年とする。
- 第4条** 委員会に委員長1名、副委員長1名をおき、副委員長は委員の互選による。
2. 委員長は会議を司率する。
 3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条** 委員会は委員長が招集する。
- 第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 第8条** 委員長は数名の委員をもって小委員会を構成し、編集実務に当たらせることができる。
- 第9条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

1. この規程は昭和50年4月4日より施行する。
2. この規程施行の際、現に委員である者は、理事会において新委員が就任するまで、その業務を行うものとする。

学会賞選考委員会規程

- 第1条** 本会に会則第11章にもとづき、学会賞選考委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条** 委員会は今村賞および研究奨励賞の選考に関する業務を行う。選考の基準等は別に定める学会賞に関する申し合わせによる。
- 第3条** 委員会は会長、理事長を含む10名をもって構成し、委員は理事会の推せんにより、理事長が委嘱し、委員長には会長が当たる。
委員の任期は2年とする。
- 第4条** 委員会に委員長1名と副委員長1名をおき、副委員長は委員の互選による。
2. 委員長は会議を司率する。
 3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条** 委員会は委員長が招集する。
- 第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 第8条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

1. この規程は昭和50年4月4日より施行する。
2. この規程施行の際、現に委員である者は、理事会において新委員が就任するまで、その業務を行うものとする。

附 則

この規程は平成11年4月17日より施行する。

プログラム委員会規程

- 第1条** 本会に会則第11章にもとづき、プログラム委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条** 委員会は総会プログラムの編成に関する業務を行う。
- 第3条** 委員会は委員10名をもって構成し、うち5名は理事会の推せんにより、他は当該会長が選り、理事長が委嘱する。
委員長には会長が当たり、委員会は当該総会ごとにおく。
- 第4条** 委員会に委員長1名と副委員長1名をおき、副委員長は委員の互選による。
2. 委員長は会議を司率する。
 3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条** 委員会は委員長が招集する。
- 第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 第8条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

1. この規程は昭和50年4月4日より施行する。
2. この規程施行の際、現に委員である者は、理事会において新委員が就任するまで、その業務を行うものとする。

日本結核病学会プログラム委員会細則

1. プログラム委員会は当該総会ごとにおくものとする。
2. プログラム委員会は特別講演、シンポジウムの演題及び演者の選考並びに一般演題の採否の審査、発表形式の決定等に関して会長を補佐するものとする。
3. プログラム委員会の委員は10名とし、うち5名は理事会の推せんにより、他の5名は当該会長が選り理事長が委嘱する。
4. プログラム委員会は当該会長が主宰するものとする。

附 則

この細則は昭和46年4月5日から施行する。

治療委員会規程

- 第1条** 本会に会則第11章にもとづき、治療委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条** 委員会は理事長の諮問に応じ、結核の治療についての諸事項の審議、諸案の作成に関する業務を行う。
- 第3条** 委員会は委員10名以内をもって構成し、委員は理事会にはかり、理事長が委嘱する。
委員の任期は2年とする。
- 第4条** 委員会に委員長1名、副委員長1名をおき、副委員長は委員の互選による。
2. 委員長は会議を司率する。
 3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条** 委員会は委員長が招集する。
- 第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長推薦委員をおき、理事長が委嘱する。

第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

1. この規程は昭和50年4月4日より施行する。
2. この規程施行の際、現に委員である者は、理事会において新委員が就任するまで、その業務を行うものとする。

社会保険委員会規程

第1条 本会に会則第11章にもとづき、社会保険委員会（以下委員会）をおく。

第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、本会に関連する社会保険関係諸事項につき審議する。

第3条 委員会は10名以内をもって構成し、委員は理事会にはかり、理事長が委嘱する。
委員の任期は2年とする。

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおき、副委員長は委員の互選による。

2. 委員長は会議を司宰する。
3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長推薦委員をおき、理事長が委嘱する。

第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

1. この規程は昭和50年4月4日より施行する。
2. この規程施行の際、現に委員である者は、理事会において新委員が就任するまで、その業務を行うものとする。

用語委員会規程

第1条 本会に会則第11章にもとづき、用語委員会（以下委員会）をおく。

第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、結核病学に関連する医学用語に関する諸事項を審議し、諸案を作成する。

第3条 委員会は10名以内をもって構成し、委員は理事会にはかり、理事長が委嘱する。
委員の任期は2年とする。

第4条 委員会に委員長1名と副委員長1名をおき、副委員長は委員の互選による。

2. 委員長は会議を司宰する。
3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長推薦委員をおき、理事長が委嘱する。

第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

1. この規程は昭和51年6月22日より施行する。
2. 第2条は昭和59年9月28日改正。

教育委員会規程

第1条 本会に会則第11章にもとづき、教育委員会（以下委員会）をおく。

第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、結核病学の教育についての諸事項の審議諸案の作成に関する業務を行う。

第3条 委員会は10名以内をもって構成し、委員は理事会にはかり、理事長が委嘱する。
委員の任期は2年とする。

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおき、副委員長は委員の互選による。

2. 委員長は会議を司宰する。
3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長推薦委員をおき、理事長が委嘱する。

第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は昭和53年4月3日より施行する。

予防委員会規程

第1条 本会に会則第11章にもとづき、予防委員会（以下委員会）をおく。

第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、結核予防に関する諸事項を審議し、諸案を作成する。

第3条 委員会は10名以内をもって構成し、委員は理事会にはかり、理事長が委嘱する。
委員の任期は2年とする。

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおき、副委員長は委員の互選による。

2. 委員長は会議を司宰する。
3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長推薦委員をおき、理事長が委嘱する。

第9条 委員会の事務は、事務局において処理する。

附 則

この規程は昭和55年4月7日より施行する。

非結核性抗酸菌症対策委員会規程

- 第1条** 本会に会則第11章にもとづき、非定型抗酸菌症対策委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条** 委員会は理事長の諮問に応じ、非定型抗酸菌症についての諸事項の審議、諸案の作成に関する業務を行う。
- 第3条** 委員会は10名以内をもって構成し、委員は理事会にはかり、理事長が委嘱する。
委員の任期は2年とする。
- 第4条** 委員会に委員長1名、副委員長1名をおき、副委員長は委員の互選による。
2. 委員長は会議を司宰する。
3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条** 委員会は委員長が招集する。
- 第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 第8条** 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長推薦委員をおき、理事長が委嘱する。
- 第9条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成3年4月22日より施行する。

附 則（平成15年8月27日改正）

非定型抗酸菌症対策委員会を非結核性抗酸菌症対策委員会と改名する。

抗酸菌検査法検討委員会規程

- 第1条** 本会に会則第11章にもとづき、抗酸菌検査法検討委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条** 委員会は理事長の諮問に応じ、抗酸菌検査法に関する諸事項を審議し、諸案を作成する。
- 第3条** 委員会は10名以内をもって構成し、委員は理事会にはかり、理事長が委嘱する。
委員の任期は2年とする。
- 第4条** 委員会に委員長1名、副委員長1名をおき、副委員長は委員の互選による。
2. 委員長は会議を司宰する。
3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条** 委員会は委員長が招集する。
- 第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。
- 第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 第8条** 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長推薦委員をおき、理事長が委嘱する。
- 第9条** 委員会の事務は、事務局において処理する。

附 則

この規程は平成8年9月20日より施行する。

附 則（平成10年4月15日改正）

薬剤耐性検査検討委員会を抗酸菌検査法検討委員会と改名する。

将来計画委員会規程

- 第1条** 本会に会則第11章にもとづき、将来計画委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条** 委員会は理事長の諮問に応じ、本学会の将来計画に関する諸事項を審議する。
- 第3条** 委員会は10名以内をもって構成し、委員は理事会にはかり、理事長が委嘱する。
委員の任期は2年とする。
- 第4条** 委員会に委員長1名、副委員長1名をおき、副委員長は委員の互選による。
2. 委員長は会議を司宰する。
3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条** 委員会は委員長が招集する。
- 第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。
- 第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 第8条** 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長推薦委員をおき、理事長が委嘱する。
- 第9条** 委員会の事務は、事務局において処理する。

附 則

この規程は平成10年4月18日より施行する。

保健・看護委員会規程

- 第1条** 本会に会則第11章にもとづき、保健・看護委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条** 委員会は理事長の諮問に応じ、結核医療の保健・看護に関する諸事項の審議、諸案を作成する。
- 第3条** 委員会は10名以内をもって構成し、委員は理事会にはかり、理事長が委嘱する。
委員の任期は2年とする。
- 第4条** 委員会に委員長1名、副委員長1名をおき、副委員長は委員の互選による。
2. 委員長は会議を司宰する。
3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条** 委員会は委員長が招集する。
- 第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。
- 第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 第8条** 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長推薦委員をおき、理事長が委嘱する。
- 第9条** 委員会の事務は、事務局において処理する。

附 則

- この規程は平成12年4月20日から施行する。
- 第3条の委員の任期については、この規程を施行するにあたり平成15年4月開催予定の総会終了日までとする。

国際交流委員会規程

- 第1条** 本会に会則第11章にもとづき、国際交流委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条** 委員会は理事長の諮問に応じ、国際交流に関する諸事項の審議、諸案を作成する。

第3条 委員会は10名以内をもって構成し、委員は理事会にはかり、理事長が委嘱する。

委員の任期は2年とする。

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおき、副委員長は委員の互選による。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長推薦委員をおき、理事長が委嘱する。

第9条 委員会の事務は、事務局において処理する。

附 則

この規程は平成13年4月22日から施行する。

ICD制度認定委員会規程

第1条 本会に会則第11章にもとづき、ICD制度認定委員会（以下委員会）をおく。

第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、結核医療のICD制度認定に関する諸事項を審議し、諸案を作成する。

第3条 委員会は10名以内をもって構成し、委員は理事会にはかり、理事長が委嘱する。

委員の任期は2年とする。

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおき、副委員長は委員の互選による。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議

事を審議し議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長推薦委員をおき、理事長が委嘱する。

第9条 委員会の事務は、事務局において処理する。

附 則

この規程は平成21年7月1日から施行する。

ホームページ委員会規程

第1条 本会に会則第11章にもとづき、ホームページ委員会（以下委員会）をおく。

第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、ホームページに関する諸事項を審議し、諸案を作成する。

第3条 委員会は10名以内をもって構成し、委員は理事会にはかり、理事長が委嘱する。

委員の任期は2年とする。

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおき、副委員長は委員の互選による。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長推薦委員をおき、理事長が委嘱する。

第9条 委員会の事務は、事務局において処理する。

附 則

この規程は平成21年9月3日から施行する。